

優先使用で運動施設をご利用の皆様へご案内

平素より本市行政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、札幌市都市公園条例施行規則が改正され、令和8年4月1日以降のご利用から、公園内にある運動施設にかかる使用料の還付可能期限が変更となりますのでお知らせいたします。

優先使用で予約された運動施設の使用をキャンセルする場合は、下記の期限までに各公園管理事務所へご連絡いただけない場合、運動施設を利用しなかった場合でも使用料金の還付を受けることができませんのでご留意ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<還付可能期限>

- ・**変更前:** 利用する日の 5 日前まで
- ・**変更後:** 利用する日の属する月の前月 14 日まで

※(例)

- ・5/1 に運動施設を利用する場合の使用料還付可能期限 → (変更前) 4/26
- ・5/1 に運動施設を利用する場合の使用料還付可能期限 → (変更後) 4/14

【問い合わせ】

札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課公園管理係

電話番号: 011-211-2536